

# 2020年度 法人事業計画

## ＜名北福祉会基本方針＞

名北福祉会の基本方針は、1986年の総会で提案され1994年に提唱された「名北福祉会綱領」で理念が具現化し、事業・実践・運動がすすめられてきました。この名北福祉会基本方針をもとに将来計画や課題を具体化していきます。

**\* 平和で、豊かな住みよい街づくりをすすめ 福祉の充実をめざします。**

- 1, 子ども、障がいのある人、高齢者が安心して暮らせる住みよい街づくりをすすめます。
- 2, 福祉の切り捨てを許さず、公的保障を守り、国・自治体の行政を国民本位に変えていく運動をすすめます。

## I. 2020年度 法人事業全体計画

1、事業・実践を多くの人たちに知らせ運動の輪を広げます。

**\* 第4次中期計画（2017.6～2022.5）に基づき実行し実践をすすめます。**

・第4次中長期計画に基づき毎年の方針に反映させすすめていきます。

### ＜重点課題＞

**\* 法人組織強化の推進**

・法人本部、各部、専門部体制強化をすすめます。

**\* 人材育成、人材確保、地域貢献、広報の各専門部の充実**

・各部専門部を置いたことで課題が前進してきました。引き続き役割が果たしていけるようすすめていきます。

**\* 法人財政健全化計画の実行**

・財政健全に運営できるよう各部、各施設が目標をたて運営していきます。

**\* みなみ町(地域福祉の総合センター)実現にむけて準備していきます。**

・2年後の公募にむけ「福祉の総合センター」（特養、小規模多機能、交流センター）実現にむけ、介護保険の動向を見ながら検討し準備していきます。

**\* 各施設の実践の充実**

・障がい部では、新たに町北ホームの運営がはじまりました。各施設が、実践の充実にむけとりくんでいきます。

2、民主的な経営・運営をめざし、福祉の向上をめざします。

(1) 法人体制の強化を図ります。

①法人事務局、専門部（広報部、人材育成部、地域貢献部、人材確保推進部）の組織体制の見直しにより課題や運動をすすめてきました。引き続きの強化を図ります。

②各機関会議等の開催やそこでの中心課題などの迅速な対応、会議討議の事前周知などきめ細かにすすめます。

③労働環境を改善し、意欲を持って働き続けられる職場づくりをめざします。

・同一労働同一賃金にむけ一部見直しを行いました。引き続き検討していきます。

・新たに「規程集」（障がい、高齢）（保育）を作成します。職員一人一人が理念や諸規程を理

解し、職員のモラル、ハラスメント防止、職場ルール、リスク回避などに努めていき、働きやすい職場づくりをめざしていきます。

- ・事務の効率化など職場改善課題を明らかにし、改善にむけ手だてをとっていきます。
  - ・職員が健康で働き続けられるよう各部会で安全衛生委員会を開催します。また、安全衛生推進員において職場の安全衛生に努力します。
  - ・危機管理マニュアルの整備などリスクマネジメントを重視し、怪我や事故を極力なくすよう努力します。またコンプライアンス（法令順守）を徹底します。
- ④各部における制度改悪、事業展開に対応できる人材の育成をすすめます。
- ・施設長、主任になり得る次を担う人材の育成を急務とし、具体的な人材育成をすすめます。
  - ・各部のハンドブックを作成し研修をすすめています。すべての職員を対象に研修計画をたて資質向上をめざします。
  - ・管理者、主任、中堅、新人など各役割や全職員対象に応じた研修計画をたて研修を充実させていきます。

## **（２）暮らし、社会参加を保障するための支援強化を図ります。**

### ①地域生活部の課題にとりくみます。

（高齢者と障害のある人の入り口である居宅介護支援（ケアマネ）事業と障害者相談支援事務所）（日々の地域での生活や社会参加の支援である高齢者ヘルパー事業と障害者ヘルパー事業）特にヘルパー事業ではニーズはありますが、それに応えられる人員体制が十分ではありません。体制の不十分さは質の確保に影響します。高齢、障害のある人びとが安心して、利用できる登録ヘルパーの人員確保につとめます。

②ヘルパー初任者研修会にとりくみます。また、受講者の合格後、登録ヘルパーにつながるよう取り組みます。

## **（３）法人の事業を知らせ、法人応援団を増やす活動をすすめます。**

①法人機関誌「みんなの夢」をA4版でカラー印の発行になり好評です。年3回定期発行をします。OBや関係者に届けていきます。ホームページの内容更新や充実にむけとりくみます。

②「名北福祉を支える会」を、法人の後援会的な役割として充実させていきます。

「支える会」の会員を増やしていきます。支える会ニュースの発行、交流企画など充実させていきます。

③公開講座にとりくみます。

法人内外の方々と一緒に学ぶ場をもってきます。

## **3、平和で豊かな住みよい街づくりにむけ諸団体と連携して運動にとりくみます。**

### **（１）平和のとりにくみ**

①「平和・環境は福祉の源泉」、平和を抜きにして社会保障・社会福祉の充実はありません。主権者として平和とよりよい環境を自ら築き上げる運動を積極的にすすめます。

②「名北福祉会9条の会」と連携し、憲法9条をはじめとする平和を守る取り組みをすすめます。

・「改憲発議に反対する全国緊急署名」にとりくみます。

・あいとも連の「沖縄研修」、きょうされん「東日本大震災研修」など、他団体ではこれま

でもテーマを持った研修はありましたが、法人独自で平和や福祉の運動の「根本」に触れる研修を実施していきます。

## (2) 他分野との連携と協同

①地域のさまざまな要求を把握し、そのなかで地域に必要な事業に応えられる取り組みをすすめます。

\*地域貢献部を中心に制度外の事業を含め地域のニーズに応えるためのとりくみをすすめていきます。

\*各分野の民主団体、運動団体などへの積極的な参加をすすめます。

\*子ども食堂や他の団体との共同の事業に向けた取り組みをすすめます。

②地域との共同の拠点づくりをすすめます。

・法人組織での運営協議会を年3回の会議を行っています。法人事業への理解や地域の必要とする事業への意見等をいただきながらすすめていきます。

・憩いの家、おたすけクラブ、茶食ぼちぼち、居酒屋ぼちぼち、認知症カフェ（ぼちぼちカフェ）、やだシニアカフェ、やだみんなの食堂など 地域のつながりをひろげながらとりくんでいきます。

## 4、新たに「社会福祉経営全国会議」が結成されます。名北福祉会も加盟し、権利としての社会福祉事業を実現するための行動と実践をすすめます。

2017年4月、社会福祉法人制度改革により、法人組織、会計の企業型(新会計基準)への変更、財政措置のない地域貢献(慈善型サービス)、本来国が果たすべき公的責任(社会福祉等の拡充)を社会福祉法人の自主的な取り組みに求めています。さらに資金・人材を自前で融通できる大規模化の促進や連携法人制度の検討など、法人改革は次の段階に進んでいます。国が進める全世代型社会保障改革で生産性の向上やヘルスケア産業など福祉の市場化の促進も示され、私たちが望む憲法にもとづく権利としての社会福祉が消えようとしていることに強い危機感があります。

そこで、子ども・高齢・障害などの分野の団体と研究者が連携し準備をすすめ、権利を守る「社会福祉経営全国会議」を立ち上げることになりました。

名北福祉会も誰もが平和のうちにゆたかに暮らせるよう全国組織とともにすすめていきます。

## II、各部事業計画

### 1. 2020年度 保育部事業計画

はじめに

昨年10月から始まった保育・教育の無償化とあわせて給食費が保護者の実費負担になりました。保育の一環から食がはずされたことは、公的保育に風穴があいたことになります。又待機児が多い中、基準を満たしていない無認可施設も無償化の対象になり、保育の格差がさらに広がるのが懸念されます。一方昨年秋の保育署名運動は、待機児問題や、保育士不足や保育職場の処遇

が社会問題化される中、保育関係者の頑張りや世論の後押しにより、実に 9 年ぶり参議院で一部採択されました。夏に全国合研が愛知で開催され、現地実行委員として職員も関わり、7000 人を超える参加者で合研を成功させました。保育制度を守り拡充してきた歴史を肌で感じた機会でした。

10 年のスパンで保育部の事業を振り返ると、なえしろ保育園の民間移管引継ぎに始まり、めだか保育園の開園、やだ保育園の民間移管・建替えと園数が倍に増え、めいほく保育園の園舎建替え、事業もめいほく保育園における緊急 24 時間一時保育、各園で子育て支援・一時保育事業の取り組みと広がりました。その中で、職員数も増え園長の世代交代で新たな管理体制、職員も新たな世代を迎え変わってきています。

保育内容では、昨年度なえしろ保育園の異年齢保育開始により、どの園でも 1 歳または 2 歳からの異年齢保育の実践が取り込まれるようになりました。子どもの育ちから「なぜ異年齢保育にするのか」「子どもたちに何を大事にしたいのか」という基本的なおさえと、異年齢保育の実践の振り返りと積み重ねを丁寧に行っていくことが必要です。

急激に大きく増えた保育分野の事業所・職員数の中で、職員集団づくりをすすめながら保育の積み上げ、公的保育制度が作られ守ってきた歴史をつなげていくことを、それぞれの事業所また保育分野全体みんなで課題を共有しながら、「子どもの権利」を土台にした保育づくりをすすめていきます。

こうした保育部の地固めをしていく 2020 年度は、目まぐるしく変化する保育情勢を学び、保育実践と公的保育制度拡充の両輪を大事にしながら、職員が生き生きと保育づくりの主人公になっていけることをめざしていきます。

## ＜保育部 基本方針＞

- 1、子どもの発達保障をするとともに保育内容の充実に努めます。
- 2、保護者と保育者が信頼しあって「共育で」をすすめます。
- 3、多様な保育要求に応える保育園づくりをすすめます。
- 4、保育の願いや要求をうけとめ保育の公的保障の運動を他の関係団体と連携してすすめます。
- 5、地域の子育て支援センターとしての役割を果たしていきます。
- 6、北区保育団体連絡会、守山区保育・子育て・教育の会の事務局の役割をはたし、地域の保育運動の中核になっていきます。

## ＜2020年度事業計画＞

### 1. 公的保育制度の拡充・平和のとりくみ

- ・児童福祉法 24 条 1 項を軸にして、自治体責任による保育の実施義務を守り発展させ、新制度で生じる施設間の格差をつくらせないよう「子どもの最善の利益」を守るとりくみをすすめます。

現場の実態に応じた公定価格の引き上げや、職員配置基準の見直しにむけた運動に取り組みます給食費実費徴収化されましたが、食は保育の一環とであることを改めて押さえ直し保護者と一緒に無償化にむけてとりくみます。

- ・名古屋市の公立保育園の廃園、民営化反対の運動にとりくみます。

公立保育園はセーフティーネットの機能も果たしています。保育の質が守られるよう地域で

公民ともにつながって地域の保育を守ります。

- ・「子どもたちに平和な未来を！憲法9条を守るための行動を、全国の運動と連帯しとりくみます。
- ・保育制度、平和、改憲の動きなど、学び父母にも知らせ、共に運動していくことを大事にします。

## 2. 子どもの発達保障をするとともに保育内容の充実に努めます。

- ・異年齢保育の中の子どもたちの育ちを実践にしながら、保育内容の積み上げをすすめていきます。
- ・各園の行事や様々な子どもの活動について、「子どもにとってどうなのか」「何を大事に取り組むのか」という視点で子どもの姿から検証し、見直しながら取り組んでいきます。
- ・保育所保育指針の改定から3年がたちました。私たちが大切にしたい育ちについては、職員全体で学び討議しながら確かなものにします。
- ・障害児保育について専門機関や障害部と連携しながら発達保障をすすめます。
- ・保育分野の職員研修計画のもと、新人、中堅、ベテラン職員の役割を明確にし、保育部での研修体系も検討しつつ個別の課題を明確にしながら、ひきつづき各園が連携して保育内容充実にむけた研修にとりくみます。保育部作成のハンドブックを活用していきます。
- ・子どもたちが安心・安全にすごせることは保育内容の充実の大前提です。事故防止など安全に対する意識の向上など、危機管理体制・意識の向上にむけた取り組みをしていきます。

## 3. 保育分野での組織体制の強化、職種別会議の課題を明らかにとりくみます。

- ・保育部の管理部の中で各園の課題・保育部全体の課題、次の世代を担える職員育成の課題や人材確保の問題については、合同園長主任会の定例化をすすめ共通の課題として取り組めます。
- ・職員の役割の明確化や機関会議や職員連携をきちんととれる職員集団づくりを各園ですすすめていきます。
- ・職員が生き生きと働き続けられる職場にするための処遇改善について、園内での業務改善等の見直しのとりくみと同時に、配置基準の問題として声に出していきます。
- ・運動と業務の整理をすすめる中で、よりよい保育をすることと公的制保育制度を守る運動の両輪が必要なことを学び合い、職員一人ひとりが考える機会にしていきます。
- ・施設長会、主任会、給食担当者会、保健担当者、支援担当者、安全衛生委員会を定期的開催し、各園でのとりくみの交流、課題に対して学習等など保育部全体の質の向上をめざします。各担当者会の状況がわかりあえるような場をつくります。
- ・全国同様、保育士不足は深刻です。保育のやりがい、名北福祉会の保育のアピールをしながら、保育士確保の取り組みを、具体的計画を立て新たな職員を迎え入れていくことをめざします。

## 4. 各施設課題

- ・**めいほく保育園**は、異年齢保育を取り組みはじめ3年目を迎えます。1歳児からの異年齢保育の積み重ねと振り返りを丁寧に積み重ねていきます。特別保育事業では、特に、緊急一時24時間の取り組みへの理解と実践の積み重ねを引き続きすすめます。地域福祉総合センターづくりにむけて、日頃からの高齢分野施設利用者とのつながりを作り、保護者への定期的説明

会を持つ取り組みを継続します。父母提携では、めいほく会で保護者や職員のつながりをつくりつつ、負担のない会議のあり方や取り組みの見直しをしていきます。

・**第二めいほく保育園**は、大規模な改修を終えました。1, 2 歳異年齢保育を新しい環境の中で積

み上げていきます。また乳児保育専門園として、子育て支援など地域の要求にもこたえていきます。

・**なえしろ保育園**は今年、公立苗代保育園の民間移管から10年目を迎えます。地域の中でたよりにされる保育園としてさらにすすんでいきます。

また、異年齢保育は2年目に入ります。子どもたちの姿から学び実践を積み重ねながら、乳児から就学前までの子どもたちの豊かな生活を作っていきます。

・**めだか保育園**は、異年齢保育の実践を積み重ねていきます。子育て支援センターも地域の中で浸透してきつつあります。繰り返し利用される方も増えてきました。更に、地域に根ざした保育園づくりをすすめていきます。

・**やだ保育園**は、風通しの良い職員集団の中で、「子どもの人権」の視点を日々の保育の中の子ども姿と結びつけながら保育を振り返り、異年齢保育の実践の積み上げをしていきます。引き続き子育て支援や地域に向けた活動をすすめながら、地域にねざした保育園づくりをすすめます。

・**西部医療センターくさのみ保育所**は、2月に行われた入札で落札することができ、受託して10年目を迎えます。24時間眠らない病院で働く保護者に寄りそって、産・育休明け保育、21時半までの延長保育と24時間保育、病後児保育、一時保育、暴風警報時の保育等様々な保育要求に応えてきています。運営の厳しさはあるものの、子どもたちも保護者も安心できる保育・保育所づくりをすすめていきます。また、暴風警報時等の保育では病院の責任も明らかにしながら、これまでの実績を力に、保護者と共に入札ではない運営の継続を求めています。

・**病児病後児保育室「北病院にじ」**の保育士派遣事業については、安心して預けられる保育室となるよう、北病院小児科と定期的に打ち合わせし、また保育士の学習にも取り組んでいきます。

・**めいほくつぼみ保育室**は、第二めいほく保育園の乳児保育から学ぶ機会やめいほく保育園の連携園としてのかかわりを活かして保育づくりをすすめます。

## 2. 2020年度 障がい部事業計画

### 1.情勢

安倍首相は憲法の改正を任期内に何としても実現しようとしています。また全世代型社会保障により、2025年問題、2040年問題を見据え、公的責任の後退と「給付の削減と国民負担の増」で乗り切ろうとしています。旧優生保護法の強制不妊手術問題では、いまだ不十分な保障の上に、申請者が名乗りだすこともできない状況です。生活保護裁判は4月に判決が出る予定です。65才問題、介護保険とのかかわりでも、障害のある方に不利益にならないようにする運動がなされています。次回の報酬改定では、生活介護、食事提供加算、送迎加算などが狙われています。財源のない中で、同一労働同一賃金の法施行にあたり、法人内の矛盾も大きくな

っています。また本体報酬ではなく、処遇改善・特定処遇改善による人件費の上乗せは、職場内に分断を持ち込み、矛盾が激化しています。また福祉の市場化により、社会福祉法人の在り方が変えられようとしています。そんな中、署名をはじめ、実態を行政、世の中に訴えていくことが求められています。

このような情勢のもと、障害のある人とその家族、職員、事業をどう守っていくのか、当事者・家族・職員の連帯・共同をどう作るのかが、問われています。その課題は実践・経営・運動にわたり、ことさらに、運動を基礎にした実践、運動を基礎にした経営が課題になっています。とりわけホーム内身体制度維持に向けての運動はことさらに求められています。

#### 【障がい部 基本方針（案）】

1. 発達保障にもとづきながら、「仲間が主人公」の実践をすすめます。
2. 仲間・家族・職員・地域の共同・連帯をすすめます。
3. 事業が持続可能な、安定経営をめざします。
4. 平和と福祉の公的保障を求め、障害者の運動をすすめます。

## 2.法人内課題

### ①くらしの場づくり

#### a.町北ホーム

4月からスタートする、町北ホームの立ち上げと軌道に乗せることがまず求められます。また、私たちにとってチャレンジでもある、地域生活支援拠点事業は、地域の障害者の重度化・高齢化の中で必要に迫られている、緊急短期入所と体験型ホームです。地域の事業所と連携しながら、行っていきます。

#### b.友の家のホーム具体化

重症心身障害者のGHも課題です。これまでの新規ホームの中で、1名しか入所することができていません。

#### c.新守山のホームの具体化

めいほくホームあさひの隣の土地の活用も待たれています。

#### d.下飯田のホームの住み替えの具体化

めいほくホーム未来・あすかは町北ホームに住み替えることができましたが、めいほくホーム大夢・大和の住み替えはできていません。入居者の重度化・高齢化を見据えると、早期の住み替えが必要です。

### ②人材確保と人材育成課題

#### a.人材確保

必要な人材確保の質と量の明確化が必要です。いつまでに、どんな人を何人必要なのか分析すること、そしてその手立てをとることをすすめていきます。

#### b.人材育成課題

ハンドブック研修は一定の成果をおさめながら、第2期を終了しました。今後、ハンドブック研修第3期、3年目研修、5年目研修、実践交流会、個別支援計画研修の具体化・充実化が必要です。そのためにはとりわけ、管理者・主任の力量アップが求められています。

### ③各事業所の課題

#### a.各事業所の経営課題

##### ・のびのびクラブ

名古屋市の「10 人定員厳守」の方針が出されて以降、経営・財政がとてもしんどくなっています。名古屋市に運動すること、働きかけることはもちろんですが、一方で具体的な対応も必要です。経営に見通しが持てるように方針を持つと同時に、子ども確保課題も早急に進めます。

##### ・ホーム、日中事業所

各事業所での、事務管理、労務管理、職員管理で課題がそれぞれあるため、課題を明確化し、その改善に努めます。

##### ・処遇改善・特定処遇改善・同一労働同一賃金など、財源確保と労務整理

財源ないままに「同一労働同一賃金」の対応を迫られていること、また処遇改善の法人持ち出し額の増額などを鑑み、特定処遇改善の活用を早急に実現していきます。

#### b.各事業所の事務職員の配置と事務効率化

・会計・給与・請求・現況報告・時間外報告などが遅れる、なされない、という状況が障がい部内で続いています。また、行政の監査、提出書類の不備なども指摘されているところで、早急な改善をしていきます。

#### c.ホーム関連課題

・Aさんなどの在宅支援課題、余暇支援の在り方改善、夜勤の基本の働き方確立、日中と兼務課題など、昨年度に明確にしてきた課題改善に向け、進めていきます。また成年後見制度など、親亡き後の365日利用されている仲間たちの支援（成年後見制度）も、制度も研究しつつ、具体的に考えていきます。

#### d.長時間労働・休憩・病休者・ハラスメント・計画年休課題

・労働安全衛生委員会を定期的実施し、職員が長く働き続けられるように職場改善します。

#### e.災害・緊急時対応の確立

・緊急時の対応マニュアルの見直し、連絡体制の確立などを実現していきます。また災害対策委員会を定期的に関き、少しでも管理者・主任・職員が災害への危機管理意識を持てるようにすすめます。

### ④障がい部管理課題

#### a.統括部の役割の分散と明確化・強化

・統括・副統括で、各事業所を把握・支援できる体制づくりをすすめます。また統括部の連携を強化することで、統括部全体で、各事業所への必要な支援ができるようにすすめます。

#### b.施設長の役割明確化

・実践・経営・運動を軸に事業をすすめます。

・統括部と面談等する中で、施設長の自己目標の設定と自己評価をできるようにすすめます

す。

- ・会計・給与・請求・現況報告・時間外報告など各種実務の期日内提出できるように、条件づくりや支援を行います。
- ・あいされんの運営委員会への参加について、あらためて位置づけをします。

#### ⑤名古屋市強度行動障害支援者養成研修への派遣

障害部として1名の支援者養成を進めていきます。また、法人内の強度行動障害者への実践づくりに生かし、職員の専門性を向上していきます。

#### ⑥運動課題

きょうされん大会運動を通してできた、それぞれの力を大事にしつつ、今後もあいされん運営委員会への参加、きょうされん研修への積極的な参加、街頭署名行動、事務局会議、北東ブロック会議、法人内組織会議、他事業所との連携、映画上映運動など進めていきます。

## 3、2020年度 高齢者部事業計画

はじめに

高齢分野が事業として始まり16年になります。現在、在宅生活を支える事業（小規模デイサービス、小規模多機能型事業、ケアマネ事業、ヘルパー事業）を運営していますが、今後も、地域の中で終の棲家として特別養護老人ホーム等の建設にむけて検討、準備を進めていきます。

看取りまでできる入所施設の建設は高齢分野の念願の事業であり、地域のニーズにもこたえる事業と考えます。小規模多機能型事業所は守山区町南での3年間の運営で地域の在宅生活を支える事業として役割を果たしてきた実践の上に上飯田地域でも進めたいと考えています。

今後、建設が決まれば職員採用、人材育成、財政面と課題は多いですが、知恵を出し合い、全職員の力をあわせ進めていけるよう努力していきます。

### 高齢部基本方針

- ① 本人の尊厳が守られる介護実践をすすめます。
- ② 家族、地域とともに本人の望む暮らしを支えます。
- ③ 高齢者福祉の充実を求める運動をすすめます。
- ④ 地域に信頼される事業所運営をめざします。

### 高齢部全体事業計画

1. 上飯田南町（みなみ町福祉センター）での新たな高齢事業等の計画をすすめます。

①名古屋市の次回の介護事業計画の公募があれば手をあげていきます。

\*2021年度公募があれば2023年4月開所予定になります。

②新規事業に向けて介護保険の動向を見ながら継続的に検討していきます。

\*法人の事業として今後の制度改正の動向を探りながら財政面も含め検討していきます。

\*事業内容について学習、見学、実習等を行い介護内容にあわせ具体的に設備、備品等の再検討をします。

\*建物、地域交流スペース等の使い方については、めいほく保育園や法人全体で検討確認して

いきます。

③上飯田地域での医療連携のあり方探っていきます。

④新規事業に向けて人材の育成、職員採用の準備をすすめます。

\*昨年度2名の正規職員を採用できました。今年度は世代交代も含め、今後中核となる職員の採用をすすめます。

\*全正規職員が特養実習を行い、内容を共有し新しい施設づくりに生かします。

\*介護職員が、吸痰研修の受講を進めます。

## 2. 在宅生活を支える事業所運営を進めます

①独居や高齢者介護など自宅で暮らすことは難しくなっていますが、自宅で暮らし続けたい願いを支えていきます。小規模多機能事業所は25名の登録、1日15名の定員の縛りの中で必要な支援を見極める難しさはありますが、通い、泊まり、ヘルパーを組み合わせるだけでなく、柔軟な発想で365日24時間の支援を進めます。

デイサービスは介護保険上の縛りがあり難しさもありますが、自宅での服薬管理、食事の手配等ケアマネと連携して自費サービス（年末年始の入浴）も含め、ご本人、家族が安心して過ごせるような支援をしていきます。

## 3. 介護の質の向上に努めます。

①ケースの支援、介護実践から学ぶ姿勢を大切にし、利用者をより理解し共感できる力を身につけます。

\*各事業所事に月1～2回のリーダー、事業所会議等でモニタリング、困難ケース等について話し合い、年1回全職員（短時間職員も含む）で事例検討会をします。

②年1回常勤職員がマニュアルを分担して見直しと同時に、学習の機会とし全職員で共有します。

\*緊急時対応、介護内容（食事、排泄、入浴、送迎、認知症等）虐待、身体拘束、個人情報保護等

③ヒヤリハットから学び安全対策を行います。

\*昨年は、事故報告とヒヤリハットについて学習し、ヒヤリハットの書式を新しくしました。ヒヤリハットを検討し、安全対策に努めます。

④研修計画を作成し計画的にとりくみます。

\*全職員向けには年間4回の研修（介護技術、マニュアル等）を実施

\*常勤職員は外部研修（21、老福連、社協、名古屋市人材育成等）の計画をたて参加します。

## 4. 職員体制を確立し、職員集団づくりと人材育成に取り組みます。

①事業所運営に必要な職員は昨年度正規職員2名、契約職員1名が採用でき、高齢者分野全体で正規職員7名契約職員5名になりました。当面の職員数は確保できましたが、世代交代、特養建設を視野にいれ中核となる職員の採用ができればと考えています。

②優れた介護職でも一人では介護できません。いろいろな利用者さんがいるようにいろいろな職員がいることで介護の幅や深みが広がります。コミュニケーションが介護の質を決めます。介護観の共有を図り、実践するために、お互いの良さ（違い）をみとめ合える職員集団づくりが

すすめたいと考えます。

- ③職員育成の取り組みとして、お互いの役割を明確にし、担っていくことが大切だと考えます。役割を明確にしていきます。

5. 安定した事業所運営ができるように努力します。

小規模多機能事業所は登録数が安定しているため安定しています。デイサービスは定員数が（デイ町南 15 名・デイ東町 15 名）と少なく、入所等で退所する人がいるため定員を維持することがむずかしいです。困難ケース等丁寧な支援をしながら、居宅の信頼を得ながら赤字にならない運営を目指します。

6. 介護者とのつながりを大切にします

- ①利用者さんを通してご家族と関わり、日頃からご家族の思いや悩みを話してもらえる関係を大切にしていきます。遠方のご家族とも電話やラインを通して情報交流し関わっていきます。高齢分野として介護者・介護者OB・利用者交流会（年 2 回）を行い、介護者同士がつながる場にしていきたいと考えます。

7. 高齢者運動に参加します

- ① 21 世紀老人福祉の向上をめざす施設連絡会（21 老福連）の活動（職員研究交流会実践報告）に参加し、署名行動をすすめます。  
② あいち在宅懇談会の世話人としての活動（名古屋市との懇談会、学習会、組織の拡大等）参加します。

8. 法人の他施設との交流を進めます。

- ① 保育園の行事参加だけでなく、日常的な交流をすすめます。  
午後の時間に少人数でかけ、保育園の子ども達と一緒に過ごすなど保育園と連携しながら交流をすすめます。

## 4. 2020年度 地域生活部事業計画

第4次中長期計画（2017・6月～2022・5月）の4年目となります。計画の進捗状況・継続課題・優先順序に留意し、第5次を見据えた目標方針を掲げていきます。

### 地域生活部全体事業計画

- 1. 組織体制強化の進展に向け、目標・計画を留意し、課題検討を深め遂行していく。**  
部内外と連携、協力して中期目標到達を目指していく。
  - ・各事業所管理者、主任（ケアマネ、相談員、サ責）、職員の人事体制について継続検討を重ね、段階的に適宜周知、具体化していく。
- 2. 法令順守した事業所運営を堅持し、支援の質の向上・継続した業務改善・支援提供に努める。また財務基盤に留意し、事業継続・改善の手立て探求に努めてい**

く。

- ・各事業所職員が事業所の優先課題と目標・計画・作業遂行を認識、理解し、共有して具現化に努める。

- ＊優先課題 ① 職員・ヘルパーの支援の質の向上
- ② 人事体制の強化（ヘルパー・職員人材確保、育成、引継ぎ）
- ③ 業務改善（契約・計画・提供等の記録管理・報酬請求等・勤務体制・業務環境）
- ④ 財務基盤（特定加算、業務加算の取得）

### **3. ケアプラン町南、相談支援事業所、その業務連携を強化し、地域課題を検討、共有していきます。**

- ・各事業所の支援状況（利用契約者の実情・支援提供）とその過程での地域課題を共有し、今後に向けた支援提供・事業所運営の部会検討を重ねていく。
- ・部として学習会（昨年度初回）を企画、開催していく。

### **4. 他分野、他団体との連携、交流に努め、行政に働きかけながら個人支援、地域課題、地域福祉に貢献していきます**

- ・北区、守山区介護サービス事業所連絡会、名古屋市介護サービス事業所連絡会、北区自立支援協議会、きょうされん・あいされん等の定期会議、交流会、研修会に積極的に参加し、専門性、制度、将来展望の学習を重ね、利用者の側に立った発信、運動を連携して法人内外で推進していく。